

建築工事監理業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 (保健福祉センター 1 階トイレ洋式化改修工事設計監理業務委託)

2. 対象施設概要

この工事監理業務の対象となる施設 (以下「対象施設」という。) の概要は、以下のとおりとする。

(1) 対象施設名称 (南国市保健福祉センター)

(2) 施設の場所 (南国市大桶甲320)

(3) 施設用途 (事務所)

[令和 6 年国土交通省告示第 8 号 別添二 第 四 号 第 2 類とする]

全体計画予定額 主 体 工 事 ~~(未定)~~ 千円

—(消費税抜き)— 設 備 工 事 ~~(未定)~~ 千円

合計 ~~(未定)~~ 千円

3. 対象工事の概要

この工事監理業務の対象工事の名称、工期及び請負契約概要は、別表 1 のとおりとする。

II 業務仕様

契約書の規定による工事監理業務委託仕様書 (別冊の仕様書) は別添の建築工事監理業務委託共通仕様書とする。 (以下「共通仕様書」という。)

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、□印の付いたものについては、■印の付いたものを適用する。

2. 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、下記の資格要件を有する管理技術者及び担当技術者 (管理技術者の指導及び管理のもとで、建築、電気設備、機械設備、構造の各区分毎の専門業務を行う技術者をいう。) を適切に配置した体制とする。

(1) 管理技術者

管理技術者については、下記のいずれかの要件を満たす者とする。また、設計内容を的確に掌握するとともに、工事監理についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

■ 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) による一級建築士であること

□ 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) による二級建築士であること

□ 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) による建築設備士であること

□ 技術士法 (昭和 58 年法律第 25 号) による技術士であること

□ (□ 建築 □ 電気 □ 機械設備) 工事共通仕様書又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有することとし、経験年数は下記によること

☐ 13年以上

☐ 8年以上

☐ 5年以上

(2) 担当技術者

担当技術者は、原則として、下記の各担当名に■が記された担当技術者を配置することとし、下記の要件を満たす者とする。ただし、管理技術者及び各担当技術者のいずれかが兼任する場合は、管理技術者の要件を満たしていればよいものとする。（構造担当が他の技術者と兼任する場合を除く。）

なお、下記の要件において、「実務経験」とは、各分野における工事監理、設計、施工管理（構造担当は除く）のいずれかにおけるものとする。

■ 建築担当 （管理技術者との兼任 （■可 □不可））

下記■のいずれかを満たすものとする。

■ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士であること

☐ 建築士法（昭和25年法律第202号）による二級建築士であること

☐ 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士であること

☐ 13年以上の実務経験を有すること

☐ 8年以上の実務経験を有すること

☐ 5年以上の実務経験を有すること

■ 電気設備担当 （管理技術者との兼任 （■可 □不可））

下記■のいずれかを満たすものとする。

☐ 建築士法（昭和25年法律第202号）による設備設計一級建築士であること

☐ 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築設備士であること

☐ 13年以上の実務経験を有すること

■ 8年以上の実務経験を有すること

☐ 5年以上の実務経験を有すること

■ 機械設備担当 （管理技術者との兼任 （■可 □不可））

下記■のいずれかを満たすものとする。

☐ 建築士法（昭和25年法律第202号）による設備設計一級建築士であること

☐ 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築設備士であること

☐ 13年以上の実務経験を有すること

■ 8年以上の実務経験を有すること

☐ 5年以上の実務経験を有すること

□ 構造担当 （管理技術者との兼任 （□可 □不可））

下記■のいずれかを満たすものとする。

☐ 建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計一級建築士であること

☐ 8年以上の実務経験を有すること

☐ 5年以上の実務経験を有すること

上記に加え、担当技術者は設計図書の設計内容を的確に判断するとともに、工事監理についての技術能力を有し、原則として、当該担当の各部門に応じた工事共通仕様書（国土交通省大臣官房営繕部）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者とする。

建築、電気設備、機械設備、構造の各担当の兼任

- ・ 建築担当と電気設備担当の兼任 (■可 □不可)
- ・ 建築担当と機械設備担当の兼任 (■可 □不可)
- ・ 電気設備担当と機械設備担当の兼任 (■可 □不可)
- ・ 建築担当と構造担当の兼任 (□可 □不可)

3. 工事監理業務の内容

- (1) 一般業務は共通仕様書「第2章 工事監理業務の内容」に規定した項目の他、以下の特記による。各項目に定めた確認及び検討の詳細な方法については、監督員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする。

a. 工事監理に関する業務

1) 設計内容を把握し請負業者等に正確に伝えるための業務

- ①設計図書の検討
- ②請負者等との打合せ

設計図書について請負者等より疑義があった場合、請負者等と十分に調整の上、監督員と協議する。

③図面等の作成

図面等の作成とは、設計図書の内容を請負者等に技術的な観点から補足し、伝達するための詳細図等の作成に限る。

2) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

①施工図の検討及び報告

検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。

□ 総合図の検討

②模型、材料及び仕上げ見本の検討

ア 模型等の検討

イ 材料及び仕上げ見本等の検討

③建築設備の機械器具の検討

3) 工事の確認及び報告

①工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認

設計図書に定めのある方法による確認のほか、立会い確認（自ら工事現場に臨み、目視や計測等の方法により工事を確認することをいう。）又は書類確認（工事施工者から提出される品質管理記録等を確認することにより工事を確認することをいう。）のいずれかの方法、又は両方を併用し、「工事監理ガイドライン」（平成21年9月1日国土交通省住宅局策定）により、対象工事に応じた合理的方法により確認を行うこととする。

なお、次に掲げる工事の確認は、原則として立会い確認によるものとするが、対象工事の特性や施工実績等を考慮し、監督員との協議により、合理的な確認方法とすることができるものとする。

(建築主体)

- スリーブ、ダイヤコア抜きにあたっての鉄筋探査、墨出し及び鉄筋切断の有無について全数確認
- 土工事、地業工事、鉄筋工事、コンクリート工事及び鉄骨工事
…別表2「立会い確認項目一覧表」による
- 防火区画部分の区画確認
- 外壁吹付下地・防水下地の確認
- 器具・家具類の固定状況
- 枠付鉄骨ブレース加工確認（工場検査）
- 補強部材と既存躯体の接合部分の施工確認及び検査立会い
（あと施工アンカー、グラウト充填、現場溶接他）
- 外壁改修における下地処理完了時の現地確認

(電気設備)

- スリーブ、ダイヤコア抜きにあたっての鉄筋探査、墨出し及び鉄筋切断の有無について全数確認
- スリーブ、ダイヤコア抜きにあたっての鉄筋切断の有無について全数確認
- 配管・配線の布設状態の確認（埋設、防火区画処理、貫通、隠蔽部）
- 盤の据付確認（支持・固定状況、耐震処理）
- 主要資材の搬入時（検認）
- 機器・機材の取付確認（アンカーボルト、支持材、耐震処理）及び機能確認
- 各種測定・検査（絶縁、接地抵抗等・消防検査等）
- 停電等を伴う、重要作業時
- 盤類及び特殊製作品の工場検査
- 区画貫通部処理の確認（防火及び防水処理他）

(機械設備)

- スリーブ、ダイヤコア抜きにあたっての鉄筋探査、墨出し及び鉄筋切断の有無について全数確認
- 配管及びダクト類施工の使用材料、施工方法の確認（支持、固定、接合、勾配、水圧テスト、保温他）
- 主要資材の搬入時（検認）
- 各種測定・検査（消防検査等）
- 区画貫通部処理の確認（防火及び防水処理他）
- 機器、器具等の据付状況の確認
- 機器設置後の試運転調整、測定値の確認（報告書の提出他）

②確認事項の報告

確認した事項は、「工事監理業務月報」及び「工事監理業務日報」に内容を記載し、月ごとにとりまとめ、翌月5日までに監督員に報告する。

なお、別表2の内容については、立会い確認を行った事項、書類確認を行った事項、確認を行っていない事項を記録して提出すること。

4) 工事監理業務完了手続き

①業務報告書等の提出

b. 工事の契約及び指導監督に関する業務

1) 施工計画を確認又は検討する業務

①実施工程表を検討する業務

②施工計画書を確認する業務

③品質計画を検討する業務

(2) その他業務は、以下に示す項目とする。各項目に定めた確認及び検討の詳細な方法については、監督員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

■ 設計変更の補助に関する業務

工事に伴い設計変更が必要になった場合、変更内容がわかる図面及び積算数量調書を作成し、監督員に報告する。

■ 関連工事の調整に関する業務

工事が複数の請負者に分割されて行われ、それらの工事が他の工事と密接に関連する場合、必要に応じて請負者等の協力を受けて調整を行うべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。

■ 施工計画書等の特別の検討・助言に関する業務

現場、製作工場などにおける特殊な作業方法及び工事用機械器具について、その妥当性を技術的観点から検討し、請負者に対し助言すべき事項を監督員に報告する。

■ 完成図の確認

1) 設計図書の定めにより請負者等が提出する完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を監督員に報告する。

2) 前項の確認の結果、適切でないと認められる場合には、請負者に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。

~~□ 設計意図の伝達に関する業務~~

~~1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を行う。~~

~~2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等を行う。~~

4. 業務の実施

(1) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。
書籍については、最新版を採用する。

a. 共通

- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 公共建築工事積算基準
- 官庁施設の環境保全性基準
- 高知県ひとにやさしいまちづくり条例
- 対象工事の設計図書
- 支給

b. 建築

- 建築工事設計図書作成基準
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 建築工事監理指針
- 建築改修工事監理指針
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 建築物解体工事共通仕様書
- 建築設計基準
- 建築構造設計基準
- 木造計画・設計基準
- 擁壁設計標準図
- 建築工事標準詳細図
- 構内舗装・排水設計基準
- 公共建築数量積算基準・同解説
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）

c. 設備

- 建築設備計画基準及び同要領
- 建築設備設計基準及び同要領
- 電気設備工事設計基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 電気設備工事監理指針
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

- 機械設備工事監理指針
- 建築設備設計計算書作成の手引
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 機械設備工事設計上の申し合わせ
- 機械設備工事施工要領
- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準

（２）打合せ及び記録

- a. 監督員と受注者との打合せについては、次の時期に行う。
 - １）業務着手時
 - ２）業務計画書に定める時期
 - ３）監督員又は管理技術者が必要と認めた時
 - ４）その他（ ）
- b. 受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、請負者等と定期的にかつ密接に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

（３）業務計画書

業務計画書に対する記載事項については、以下のとおりとする。

- a. 業務一般事項
 - １）業務の目的
 - ２）業務計画書の適用範囲
 - ３）業務計画書の適用法令
 - ４）業務計画書の適用基準類
 - ５）業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法

業務の目的、本計画書の適用範囲・適用法令・適用基準額、並びに本計画書に、内容変更の必要が生じた場合の処置方法を把握した上で、その内容を記載する。
- b. 業務工程計画

対象工事の実施工程との整合を図るため、請負者等から提出された工事の実施工程表の内容を十分把握のうえ、「業務工程表」に必要事項を記載する。検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

c. 業務体制

1) 受注者側の管理体制

「受注者管理体制系統図」を記載する。

2) 業務運営計画

受注者が現場定例会に参加する場合は、現場定例会開催に係る事項（出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必要事項）を記載する。現場定例会議に参加しない場合は、受注者が請負者等と施工状況の確認のため密接に連絡をとる方法について記載する。

3) 管理技術者等の経歴

管理技術者及び主任技術者の経歴を記載する。

4) 業務フロー

監督員により指示された内容のフローとする。監督員により当該部分の写しを受け取り、内容を把握の上、添付する。

d. 業務方針

仕様書に定められた工事監理業務内容に対する業務の実施方針について記載する。受注者として特に重点を置いて実施する業務等についても記載する。

(4) 関係官公庁への手続き等

関係官公庁への手続き等については、建築基準法等の法令に基づく官公庁等の検査（建築主事等関係官署の検査）に必要な書類の原案を作成し監督員に提出し、また検査に立ち会う。

(5) 検査

a. 「業務完了届」、又は会計年度の出来高予定額が完了した場合は「出来高検査請求書」に必要事項を記載する。

b. 業務報告書については、以下の構成とする。

■ 月間業務計画表

■ 月間業務実施表

請負者等が作成した実施工程表を踏まえ、月間の業務計画を立て、「様式3 月間業務計画・実施表」に必要事項を記載する。その後の業務の進捗に伴い、業務の実施状況について「様式3 月間業務計画・実施表」に必要事項を記載する。

■ 報告書

請負者等が提出した協議書並びに施工図等の検討資料に対し、必要事項を詳細に記載するとともに「様式1 報告書・提案書」に請負者等に対し報告すべき事項及び提案事項の指示内容が記載された指示書、受注者と監督員との間の協議内容が記載された協議書についても添付することとする。

■ 打合せ議事録

監督員及び請負者等との打合せ結果について、「様式2 打合せ記録簿」に必要事項を記載する。

■ 月 報

「様式4 工事監理業務月報」に、主要な月間業務実施内容について、各業務内容毎に簡潔に記載する。

■ 日 報

「様式5 工事監理業務日報」に、日々の業務内容について、簡潔に記載する。

(6) 業務が完了、又は会計年度の出来高予定額が完了した場合の提出書類等

成 果 物	部 数	摘 要
a. 提出書類		
■ 業務計画書	1	
■ 業務報告書	1	
報告書・提案書 打合せ記録簿 月間業務実施表 工事監理業務月報 工事監理業務日報		様式1 様式2 様式3 様式4 様式5
■ 監理写真	1	A4版、現場立会い写真等
b. その他		
■ その他必要な書類等	1	監督員との打合せによる
■ 工事監理報告書	1	建築士法第20条第3項の規定
c. 資料		
☐		
☐		

(7) その他

a. 質疑応答

通知書の通り

b. 個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

c. 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

d. ☐ 建築士法第22条の3の3に定める記載事項の届出

本業務の落札者は、建築士法第22条の3の3に定める記載事項を、別添の「建築士法第22条の3の3による記載事項（変更）届出書」により契約時に発注者へ届け出ること。変更が生じた場合についても同様とする。

（※ 延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る業務又は増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えに係る業務で当該部分の面積が300㎡を超える業務が適用対象。）

~~e. 本業務の委託料には、特別経費として次の経費を含んでいる。~~

~~RIBC使用料 _____ 円（消費税込）~~

f. その他

落札者に様式1～5を配布します。

別表 1

対象工事の概要

工事監理業務の対象工事の名称、工事日数（期限）及び請負契約概要は以下のとおり。
詳細は別添設計図書（意匠図）を参照してください。

1.

（１）工事名称 保健福祉センター１階トイレ洋式化改修工事

受注者 住 所 未定

氏 名 未定

請負金額 未定

契約日 未定 （令和８年２月初め予定）

工事日数 日間、又は工事期限： 令和８年３月３１日迄

※議会にて承認後、履行期間をR8.4.20まで延長予定。議会否決の場合は、業務内容を変更し期日までとします。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

（資料等の返還）

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は委託者である南国市（実施機関）を、「乙」は受託者を指す。

2 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。

別表2 立会い確認項目一覧表

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目		確認項目 (①～⑦:立会い確認を行う項目) (「J」:立会い確認又は書類確認を行う項目)	備考 (立会い確認の頻度等)
3.土工事	3.1 材料	1)埋戻し土及び盛土	・種類、土質	
	3.2 施工	1)根切り	①根切り底の深さ、状態 ①支持地盤(直接基礎の場合)	① 全て立会い確認を行う。
		2)埋戻し及び盛土	・締固め工法、転圧厚さ ・余盛り高さ	
4.地業工事	4.1 材料	1)既製コンクリート杭及び鋼杭	・製造所名、規格、品質、種類、径、長さ、先端補強、標尺表示 ⑤外観(割れ・傷) ・継手部の溶接材料(溶接棒の規格)	⑤ 試験杭時は全て立会い確認を行い、それ以降は杭径、種類ごとに1回以上立会い確認を行う。残りは書類確認を行う。
		2)場所打ちコンクリート杭	・鉄筋(規格・種類・径・品質証明) ・コンクリート(6.1 材料、6.2 コンクリート打設 2)コンクリート受入れによる)	
		3)砂利、砂及び捨コンクリート	・砂利(規格・種類・粒度) ・砂(種類・粒度) ・無筋コンクリート(強度・スランプ)	
	4.2 施工	1)既製コンクリート杭地業及び鋼杭地業	共通 ⑤資格(溶接技能者) ⑤継手の状態(杭の軸線・溶接部・機械式継手) ④杭頭の処理、補強 ⑤杭の位置(施工前の杭心・施工後の偏心量と杭頭の高さ)	⑤ 同上 ④ 初回の施工時等に立会い確認を行い、それ以降は書類確認を行う。
			打込工法 ⑤プレローリング併用の場合(掘削深さ・オーガー径・オーガーの垂直度・支持地盤・支持地盤への根入れ深さ) ⑤建入れ(垂直度) ⑤落下高さ、打撃回数、貫入量、高止まり量、リバウンド量、支持力	⑤ 試験杭時は全て立会い確認を行い、それ以降は杭径、種類ごとに1回以上立会い確認を行う。残りは書類確認を行う。
			セメントミルク工法 ⑤オーガー、杭本体の垂直度 ⑤支持地盤、オーガーの支持地盤への根入れ深さ ⑤安定液(濃度) ⑤根固め液(水セメント比・浸透・注入量・管理試験) ⑤杭周固定液(浸透・注入量・管理試験)	⑤ 同上
			特定埋込杭工法 ⑤建築基準法に基づく埋込み工法として認定を受けた条件	⑤ 同上
		2)場所打ちコンクリート杭地業	⑤鉄筋かごの組立(径・本数・長さ・間隔・継手長さ・帯筋・スパーサー・補強リング・溶接)	⑤ 同上
			⑤資格(施工管理技術者) ⑤位置、掘削深さ、径、支持地盤、支持地盤への根入れ深さ ⑤鉄筋継手の重ね長さ主筋の結束 ⑤スライム処理 ⑤コンクリート打設(トレミー管の先端位置・コンクリートの天端位置) ⑤杭の位置(施工前の杭心・施工後の偏心量) ⑤アースドリル工法(安定液の品質管理・掘削孔の垂直度) ⑤ベント工法(上部ケーシングチューブの垂直度・鉄筋かごの共上がり) ⑤リバースサーキュレーション工法(泥水管理・掘削機の水平と垂直度)	⑤ 同上
		3)砂利、砂及び捨コンクリート地業	砂利及び砂地業 ・敷均し及び締固め(使用機器1層毎の転圧厚さ・ゆるみ・ひび割れ) ・仕上げ(天端高さ・厚さ・平たんさ)	
			捨コンクリート地業 ・仕上げ(天端高さ・厚さ・平たんさ)	
	4.3 試験	1)試験杭	①杭長、位置、支持地盤の土質、支持地盤への根入れ深さ ①杭の施工状況	① 全て立会い確認を行う。
		2)杭の載荷試験	③載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力	③ 適宜立会い確認を行い、残りは書類確認を行う。
		3)地盤の載荷試験	③載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力	③ 同上
		4)コンクリートの試験	⑤6.3試験による	⑤ 試験杭時は全て立会い確認を行い、それ以降は杭径、種類ごとに1回以上立会い確認を行う。残りは書類確認を行う。

(注) 対象工事の特性や施工実績等を考慮し、監督員との協議により合理的な確認方法とすることができる。

別表2 立会い確認項目一覧表

工事内容		工事監理者の確認内容			
工事の種別	項目	確認項目 (①～⑦:立会い確認を行う項目) (「J」:立会い確認又は書類確認を行う項目)	備考 (立会い確認の頻度等)		
5.鉄筋工事	5.1 材料	・鉄筋(規格・種類・径・品質証明) ・スプーサー(材質・形状・寸法) ・溶接金網(規格・径・網目の形状・寸法)			
	5.2 施工	1)圧接継手	・資格(圧接技能者・圧接継手管理技士・鉄筋ガス圧接超音波探傷検査技量資格者) ・溶接作業条件(降雨・強風) ・圧接端面(平滑処理・面取り・鉄筋冷間直角切断機の使用) ・径の異なる鉄筋の圧接 ⑥圧接の位置及び隣接する鉄筋の圧接位置との間隔	⑥ 配筋検査(コンクリート打設前ごとに全て立会い検査を行う。)時に立会い検査を行う。	
		2)特殊な継手	⑥機械式継手(工法・外観) ⑥溶接継手(工法・外観・溶接長さ)	⑥ 同上	
		3)配筋	・加工(種類・径・長さ・折り曲げ) ・あばら筋の加工形状(接合する部材の寸法を考慮) ⑥組立(結束・鉄筋位置・本数・最小かぶり厚さ・鉄筋主筋相互のあき・帯筋間隔・あばら筋間隔・鉄筋の水平度と垂直度) ⑥継手(位置・長さ・方法) ⑥定着(位置・長さ・方法・余長・フック) ⑥貫通孔補強、開口補強、打ち継ぎ部の補強、打ち増し部の補強 ⑥スプーサー(形状・位置・間隔) ⑥差し筋の位置と長さ	⑥ 同上	
	5.3 試験	1)ガス圧接	・外観(ふくらみの形状・寸法・圧接面のずれ・圧接部の折れ曲り・鉄筋中心軸の偏心量・たれ・焼き割れ) ・内部欠陥(不溶着部) ・試験片抜き後の処置 不合格となった圧接部の修正 ⑥外観試験の不合格部の修正 ⑥抜き試験による不合格部の修正	⑥ 同上	
6.コンクリート工事	6.1 材料	・セメント(規格・種類) ・骨材(規格・種類・吸水率・アルカリシリカ反応・塩化物量・粗骨材の最大寸法) ・水(規格) ・混和材料(規格・種類) ・型枠(種類・形状)			
	6.2 施工	1)型枠の加工及び組立	・主要墨、部材断面、建入れ ⑥目地、構造スリット(位置・形状) ⑥埋め込み金物(建具・アンカーボルト・インサート・スリーブ) ・セパレータ(種類・間隔)	⑥ 同上 ※ 必要に応じて、型枠伏せ込み前にも確認する。	
		2)コンクリート打込み	コンクリートの受入れ ⑦指定コンクリートであることの確認 打込み ⑦打込み箇所の清掃、型枠散水、落下高さ、打込み順序、打継ぎ時間の間隔 ⑦締固め ⑦打継ぎ面の処理(仕切り型枠・止水処理・清掃・レイトランスの除去) 養生 ・養生温度、初期養生、寒冷期の保温、暑中の養生 ⑦コンクリート打設中の鉄筋保護の養生 打込み後 コンクリートの打上り状態 ・型枠支柱存置期間 ①部材断面の寸法、平たんさ ①部材位置、開口部位置、目地位置 ①欠陥(ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント)	⑦ 打設日ごとに初回は立会い確認を行い、それ以外は書類確認を行う。 ⑦ 同上 ⑦ 同上 ① 全て立会い確認を行う。	
		6.3 試験	1)フレッシュコンクリート	⑦種類、運搬時間、スランプ、フロー、空気量、塩化物量、コンクリート温度 ⑦テストピースの採取	⑦ 打設日ごとに初回は立会い確認を行い、それ以外は書類確認を行う。
			2)構造体コンクリート強度試験	・圧縮強度、管理材齢	

(注) 対象工事の特性や施工実績等を考慮し、監督員との協議により合理的な確認方法とすることができる。

別表2 立会い確認項目一覧表

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目		確認項目 (①～⑦:立会い確認を行う項目) (「J」:立会い確認又は書類確認を行う項目)	備考 (立会い確認の頻度等)
7.鉄骨工事	7.1 材料	1)鉄骨	・鋼材(規格・材質・種類・断面寸法・品質証明) ・高力ボルト、普通ボルト、アンカーボルト(規格・種類・寸法・ねじ形状) ・頭付スタッド(規格・種類・寸法) ・溶接材料(鋼材の組合せ適否・保管) ・デッキプレート ・錆止め塗料	
		2)耐火被覆	・吹付工法 ・耐火板張り ・耐火材巻付け	
	7.2 施工	1)資格	・溶接施工管理技術者、溶接技能者 ・溶融亜鉛めっき高力ボルト接合の施工管理技術者、締付け技能者 ・専門検査会社の非破壊試験検査技術者、建築鉄骨超音波検査技術者	
		2)製作	製品 ②形状、寸法、ボルト孔の径、スリーブ、開口部の補強 ②溶接状態 ②摩擦面(まくれ・ひずみ・へこみ・錆の状態) ②スタッドボルト(径・本数・配置) ②錆止め塗装範囲	② 初回到立会い確認を行い、それ以降は抽出で立会い確認を行う。それ以外は書類確認を行う。
		3)溶接接合	・溶接作業条件(作業場所の気温・降雨・降雪・風) ②溶接着手前(隙間・食違い・ダイヤフラムとフランジのずれ・ルート間隔・開先角度・組立・エンドタブ)(※仮組検査) ・溶接作業中(予熱・溶接順序・溶接姿勢・溶接棒径・ワイヤ径・溶接電流・アーク電圧・入熱・パス間温度・スラグの清掃・裏はつり)	② 同上
		4)ボルト接合	高力ボルト ④摩擦面の状態、ピンテールの破断、とも回り有無、ナット回転量、ボルト余長 普通ボルト ④ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法	④ 初回の施工時等に立会い確認を行い、それ以降は書類確認を行う。
		5)鉄骨建方	⑥アンカーボルトの設置(位置・定着長さ・固定・養生・柱底均しモルタルの厚さ) ④建方精度(柱の倒れ・スパン長さ・梁の湾曲・接合部精度)	⑥ 配筋検査(コンクリート打設前ごとに全て立会い検査を行う。)時に立会い検査を行う。 ④ 初回の施工時等に立会い確認を行い、それ以降は書類確認を行う。
		6)耐火被覆	・下地(浮き錆・付着油の除去) ③被覆厚さ ・耐火表示	③ 抽出により立会い確認を行い、それ以外は書類確認を行う。
		7)錆止め塗装	・未塗装範囲 ・塗装損傷部分の補修状態	
		8)溶融亜鉛めっき工法	溶融亜鉛めっき ・めっき付着量、溶接部の割れ、仕上り状態、傷の補修状態 溶融亜鉛めっき高力ボルト ・摩擦面の処理 ④締付け(マーキングのずれ・ナット回転量・ボルト余長)	④ 初回の施工時等に立会い確認を行い、それ以降は書類確認を行う。
	7.3 試験	1)溶接接合	③外観(アンダーカット・ビット・オーバーラップ・割れ・クレーター・溶接ビード面形状・スラグ除去不良・すみ肉の脚長不足・突合せの余盛不足) ③突合せ溶接部食違い、ダイヤフラムとフランジのずれ ③内部欠陥(ブローホール・溶け込み不足・割れ・スラグ巻き込み) 不合格溶接の補修 ③外観(欠陥の補修状態) ③内部欠陥(欠陥の補修状態)	③ 抽出により立会い確認を行い、それ以外は書類確認を行う。 ③ 同上
		2)スタッド溶接接合	③外観(アンダーカット・仕上り高さ・傾き) ③打撃曲げ試験(曲げ角度・割れ) 不合格スタッド溶接の補修 ③補修状態	③ 同上 ③ 同上

(注) 対象工事の特性や施工実績等を考慮し、監督員との協議により合理的な確認方法とすることができる。

(参考様式) 確認結果報告書 1 (時系列別)

番号	確認日	工事内容		工事監理補助者の確認内容			確認者	確認結果 報告日	備考
		工事の種別	項目	確認項目	部位	具体的な確認方法			
(記載例)	H29/00/00	鉄骨工事	溶接接合	溶接着手前(隙間・食違い・ダイヤフラムとフランジのずれ・ルート間隔・開先角度・組立・エンドタブ)	第○工区 第○節	☒ 立会い確認(☒ 目視 ☒ 計測 ☐ ☐ 書類確認(☐ 自主検査記録 ☐ 施工記録 ☐ 工事写真 ☐)	○○○○ ○○○○	H29/00/00	(株)○○鉄工の工場で確認
						☐ 立会い確認(☐ 目視 ☐ 計測 ☐ ☐ 書類確認(☐ 自主検査記録 ☐ 施工記録 ☐ 工事写真 ☐)			
						☐ 立会い確認(☐ 目視 ☐ 計測 ☐ ☐ 書類確認(☐ 自主検査記録 ☐ 施工記録 ☐ 工事写真 ☐)			
						☐ 立会い確認(☐ 目視 ☐ 計測 ☐ ☐ 書類確認(☐ 自主検査記録 ☐ 施工記録 ☐ 工事写真 ☐)			
						☐ 立会い確認(☐ 目視 ☐ 計測 ☐ ☐ 書類確認(☐ 自主検査記録 ☐ 施工記録 ☐ 工事写真 ☐)			
						☐ 立会い確認(☐ 目視 ☐ 計測 ☐ ☐ 書類確認(☐ 自主検査記録 ☐ 施工記録 ☐ 工事写真 ☐)			
						☐ 立会い確認(☐ 目視 ☐ 計測 ☐ ☐ 書類確認(☐ 自主検査記録 ☐ 施工記録 ☐ 工事写真 ☐)			
						☐ 立会い確認(☐ 目視 ☐ 計測 ☐ ☐ 書類確認(☐ 自主検査記録 ☐ 施工記録 ☐ 工事写真 ☐)			
						☐ 立会い確認(☐ 目視 ☐ 計測 ☐ ☐ 書類確認(☐ 自主検査記録 ☐ 施工記録 ☐ 工事写真 ☐)			
						☐ 立会い確認(☐ 目視 ☐ 計測 ☐ ☐ 書類確認(☐ 自主検査記録 ☐ 施工記録 ☐ 工事写真 ☐)			
						☐ 立会い確認(☐ 目視 ☐ 計測 ☐ ☐ 書類確認(☐ 自主検査記録 ☐ 施工記録 ☐ 工事写真 ☐)			
						☐ 立会い確認(☐ 目視 ☐ 計測 ☐ ☐ 書類確認(☐ 自主検査記録 ☐ 施工記録 ☐ 工事写真 ☐)			
						☐ 立会い確認(☐ 目視 ☐ 計測 ☐ ☐ 書類確認(☐ 自主検査記録 ☐ 施工記録 ☐ 工事写真 ☐)			
						☐ 立会い確認(☐ 目視 ☐ 計測 ☐ ☐ 書類確認(☐ 自主検査記録 ☐ 施工記録 ☐ 工事写真 ☐)			
						☐ 立会い確認(☐ 目視 ☐ 計測 ☐ ☐ 書類確認(☐ 自主検査記録 ☐ 施工記録 ☐ 工事写真 ☐)			
						☐ 立会い確認(☐ 目視 ☐ 計測 ☐ ☐ 書類確認(☐ 自主検査記録 ☐ 施工記録 ☐ 工事写真 ☐)			

工事内容		工事監理者の確認内容			確認結果等													
工事の種別	項目	確認項目 (①～⑦:立会い確認を行う項目) (「J」:立会い確認又は書類確認を行う項目)	確認日 (1)	確認方法	確認日 (2)	確認方法	確認日 (3)	確認方法	確認日 (4)	確認方法	確認日 (5)	確認方法	確認日 (6)	確認方法	確認日 (7)	確認方法	備考 (立会い確認の頻度等)	具体的な確認方法
3.土工事	3.1 材料	1)埋戻し土及び盛土	・種類、土質		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類			・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・材料搬入報告書等に係る書類確認
	3.2 施工	1)根切り	①根切り底の深さ、状態 ①支持地盤(直接基礎の場合)		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		① 全て立会い確認を行う。	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2)埋戻し及び盛土	・締固め工法、転圧厚さ ・余盛り高さ		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類			・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
4.地業工事	4.1 材料	1)既製コンクリート杭及び鋼杭	・製造所名、規格、品質、種類、径、長さ、先端補強、標尺表示 ⑤外観(割れ・傷) ・継手部の溶接材料(溶接棒の規格)		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		⑤ 試験杭時は全て立会い確認を行い、それ以降は杭径、種類ごとに1回以上立会い確認を行う。残りは書類確認を行う。	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		2)場所打ちコンクリート杭	・鉄筋(規格・種類・径・品質証明) ・コンクリート(6.1 材料、6.2 コンクリート打設 2)コンクリート受入れによる)		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類			・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		3)砂利、砂及び捨コンクリート	・砂利(規格・種類・粒度) ・砂(種類・粒度) ・無筋コンクリート(強度・スランプ)		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類			・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	4.2 施工	1)既製コンクリート杭地業及び鋼杭地業	共通 ⑤資格(溶接技能者) ⑤継手の状態(杭の軸線・溶接部・機械式継手) ④杭頭の処理、補強 ⑤杭の位置(施工前の杭心・施工後の偏心量と杭頭の高さ)		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		⑤ 同上 ④ 初回の施工時等に立会い確認を行い、それ以降は書類確認を行う。	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
			打込工法 ⑤プレローリング併用の場合(掘削深さ・オーガー径・オーガーの垂直度・支持地盤・支持地盤への根入れ深さ) ⑤建入れ(垂直度) ⑤落下高さ、打撃回数、貫入量、高止まり量、リバウンド量、支持力		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		⑤ 試験杭時は全て立会い確認を行い、それ以降は杭径、種類ごとに1回以上立会い確認を行う。残りは書類確認を行う。	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
			セメントミルク工法 ⑤オーガー、杭本体の垂直度 ⑤支持地盤、オーガーの支持地盤への根入れ深さ ⑤安定液(濃度) ⑤根固め液(水セメント比・浸透・注入量・管理試験) ⑤杭周固定液(浸透・注入量・管理試験)		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		⑤ 同上	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
			特定埋込杭工法 ⑤建築基準法に基づく埋込み工法として認定を受けた条件		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		⑤ 同上	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
4.地業工事	4.2 施工	2)場所打ちコンクリート杭地業	⑤鉄筋かごの組立(径・本数・長さ・間隔・継手長さ・帯筋・スプレーサー・補強リング・溶接)		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		⑤ 同上	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
			⑤資格(施工管理技術者) ⑤位置、掘削深さ、径、支持地盤、支持地盤への根入れ深さ ⑤鉄筋継手の重ね長さなど主筋の結束 ⑤スライム処理 ⑤コンクリート打設(ドレミー管の先端位置・コンクリートの天端位置) ⑤杭の位置(施工前の杭心・施工後の偏心量) ⑤アースドリル工法(安定液の品質管理・掘削孔の垂直度) ⑤ペント工法(上部ケーシングチューブの垂直度・鉄筋かごの共上がり) ⑤リバースサーキュレーション工法(泥水管理・掘削機の水平と垂直度)		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		⑤ 同上	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・資格証明書・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	確認結果等															
工事の種別	項目	確認項目 (①～⑦:立会い確認を行う項目) (F・J:立会い確認又は書類確認を行う項目)	確認日 (1)	確認方法	確認日 (2)	確認方法	確認日 (3)	確認方法	確認日 (4)	確認方法	確認日 (5)	確認方法	確認日 (6)	確認方法	確認日 (7)	確認方法	備考 (立会い確認の頻度等)	具体的な確認方法
		3)砂利、砂及び捨コンクリート地業 ・砂利及び砂地業 ・敷均し及び締固め(使用機器1層毎の転圧厚さ・ゆるみ・ひび割れ) ・仕上げ(天端高さ・厚さ・平たんさ)		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		捨コンクリート地業 ・仕上げ(天端高さ・厚さ・平たんさ)		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	4.3 試験	1)試験杭 ①杭長、位置、支持地盤の土質、支持地盤への根入れ深さ ①杭の施工状況		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類	① 全て立会い確認を行う。	・試験に係る立会い確認 ・試験杭報告書・工事写真等に係る書類確認
		2)杭の載荷試験 ③載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類	③ 適宜立会い確認を行い、残りは書類確認を行う。	・試験に係る立会い確認 ・載荷試験報告書・工事写真等に係る書類確認
		3)地盤の載荷試験 ③載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類	③ 同上	・試験に係る立会い確認 ・載荷試験報告書・工事写真等に係る書類確認
		4)コンクリートの試験 ⑤6.3試験による		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類	⑤ 試験杭時は全て立会い確認を行い、それ以降は杭径、種類ごとに1回以上立会い確認を行う。残りは書類確認を行う。	・6.3試験による
	5.鉄筋工事	5.1 材料 ・鉄筋(規格・種類・径・品質証明) ・スベークー(材質・形状・寸法) ・溶接金網(規格・径・網目の形状・寸法)		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		5.2 施工 1)圧接継手 ・資格(圧接技能者・圧接継手管理技士・鉄筋ガス圧接超音波探傷検査技量資格者) ・溶接作業条件(降雨・強風) ・圧接端面(平滑処理・面取り・鉄筋冷間直角切断機の使用) ・径の異なる鉄筋の圧接 ⑥圧接の位置及び隣接する鉄筋の圧接位置との間隔		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類	⑥ 配筋検査(コンクリート打設前ごとに全て立会い検査を行う。)時に立会い検査を行う。	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・技量資格証明書・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2)特殊な継手 ⑥機械式継手(工法・外観) ⑥溶接継手(工法・外観・溶接長さ)		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類	⑥ 同上	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		3)配筋 ・加工(種類・径・長さ・折り曲げ) ・あばら筋の加工形状(接合する部材の寸法を考慮) ⑥組立(結束・鉄筋位置・本数・最小かぶり厚さ・鉄筋主筋相互のあき・帯筋間隔・あばら筋間隔・鉄筋の水平度と垂直度) ⑥継手(位置・長さ・方法) ⑥定着(位置・長さ・方法・余長・フック) ⑥貫通孔補強、開口補強、打ち継ぎ部の補強、打ち増し部の補強 ⑥スベークー(形状・位置・間隔) ⑥差し筋の位置と長さ		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類	⑥ 同上	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類
		5.3 試験 1)ガス圧接 ・外観(ふくらみの形状・寸法・圧接面のずれ・圧接部の折れ曲り・鉄筋中心軸の偏心量・たれ・焼き割れ) ・内部欠陥(不溶着部) ・試験片採取後の処置		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		・試験(外観試験・引張試験・超音波探傷試験)に係る立会い確認 ・試験成績書・工事写真等に係る書類確認
		不合格となった圧接部の修正 ⑥外観試験の不合格部の修正 ⑥抜取試験による不合格部の修正		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類	⑥ 同上	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書・施工記録・修正記録・工事写真等に係る書類確認
	6.コンクリート工事	6.1 材料 ・セメント(規格・種類) ・骨材(規格・種類・吸水率・アルカリシリカ反応・塩化物量・粗骨材の最大寸法) ・水(規格) ・混和材料(規格・種類) ・型枠(種類・形状)		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容		確認結果等														
工事の種別	項目	確認項目 (①～⑦:立会い確認を行う項目) (「J」:立会い確認又は書類確認を行う項目)	確認日 (1)	確認方法	確認日 (2)	確認方法	確認日 (3)	確認方法	確認日 (4)	確認方法	確認日 (5)	確認方法	確認日 (6)	確認方法	確認日 (7)	確認方法	備考 (立会い確認の頻度等)	具体的な確認方法
	6.2 施工	1)型枠の加工及び組立	・主要墨、部材断面、建入れ ⑥目地、構造スリット(位置・形状) ⑥埋め込み金物(建具・アンカーボルト・インサート・スリーブ) ・セパレータ(種類・間隔)	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類			☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類		⑥ 同上 ※ 必要に応じて、型枠伏せ込み前にも確認する。	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2)コンクリート打込み	コンクリートの受入れ ⑦指定コンクリートであることの確認	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類		⑦ 打設日ごとに初回は立会い確認を行い、それ以外は書類確認を行う。	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・レディーミックスコンクリート納入書等に係る書類確認
		打込み ⑦打込み箇所の清掃、型枠散水、落下高さ、打込み順序、打継ぎ時間の間隔 ⑦締固め ⑦打継ぎ面の処理(仕切り型枠・止水処理・清掃・レイタンスの除去)	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類		⑦ 同上	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		養生 ・養生温度、初期養生、寒冷期の保温、暑中の養生 ⑦コンクリート打設中の鉄筋保護の養生	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類		⑦ 同上	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		打込み後 コンクリートの打上り状態 ・型枠支柱存置期間 ①部材断面の寸法、平たんさ ①部材位置、開口部位置、目地位置 ①欠陥(ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント)	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類		① 全て立会い確認を行う。
	6.3 試験	1)フレッシュコンクリート	⑦種類、運搬時間、スランプ、フロー、空気量、塩化物量、コンクリート温度 ⑦テストピースの採取	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類		⑦ 打設日ごとに初回は立会い確認を行い、それ以外は書類確認を行う。	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書・工事写真等に係る書類確認
	2)構造体コンクリート強度試験	・圧縮強度、管理材齢	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類			・試験に係る立会い確認 ・試験成績書・工事写真等に係る書類確認	
7.鉄骨工事	7.1 材料	1)鉄骨	・鋼材(規格・材質・種類・断面寸法・品質証明) ・高力ボルト、普通ボルト、アンカーボルト(規格・種類・寸法・ねじ形状) ・頭付スタッド(規格・種類・寸法) ・溶接材料(鋼材の組合せ適否・保管) ・デッキプレート ・錆止め塗料	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類			☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類			・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・材料の認定書・工事写真等に係る書類確認	
		2)耐火被覆	・吹付工法 ・耐火板張り ・耐火材巻付け	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類			・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・材料の認定書・工事写真等に係る書類確認	
	7.2 施工	1)資格	・溶接施工管理技術者、溶接技能者 ・溶融亜鉛めっき高力ボルト接合の施工管理技術者、締付け技能者 ・専門検査会社の非破壊試験検査技術者、建築鉄骨超音波検査技術者	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類			☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類			・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・資格証明書等に係る書類確認	
		2)製作	製品 ②形状、寸法、ボルト孔の径、スリーブ、開口部の補強 ②溶接状態 ②摩擦面(まくれ・ひずみ・へこみ・錆の状態) ②スタッドボルト(径・本数・配置) ②錆止め塗装範囲	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類			☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類		② 初回に立会い確認を行い、それ以降は抽出で立会い確認を行う。それ以外は書類確認を行う。	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・製品確認記録・工事写真等に係る書類確認
	3)溶接接合	・溶接作業条件(作業場所の気温・降雨・降雪・風) ②溶接着手前(隙間・食違い・ダイヤフラムとフランジのずれ・ルート間隔・開先角度・組立・エンドタブ)(※仮組検査) ・溶接作業中(予熱・溶接順序・溶接姿勢・溶接棒径・ワイヤ径・溶接電流・アーク電圧・入熱・バス間温度・スラグの清掃・裏はつり)	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類			☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類	☐ 立会い ☐ 書類		② 同上	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・測定記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	

工事内容		工事監理者の確認内容		確認結果等														
工事の種別	項目	確認項目 (①～⑦)：立会い確認を行う項目 (F・J)：立会い確認又は書類確認を行う項目	確認日 (1)	確認方法	確認日 (2)	確認方法	確認日 (3)	確認方法	確認日 (4)	確認方法	確認日 (5)	確認方法	確認日 (6)	確認方法	確認日 (7)	確認方法	備考（立会い確認の頻度等）	具体的な確認方法
7.鉄骨工事		4)ボルト接合 高力ボルト ④摩擦面の状態、ピンテールの破断、とも回り有無、ナット回転量、ボルト余長 普通ボルト ④ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類	④ 初回の施工時等に立会い確認を行い、それ以降は書類確認を行う。	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・締付け確認の記録・工事写真等に係る書類確認
		5)鉄骨建方 ⑥アンカーボルトの設置（位置・定着長さ・固定・養生・柱底均しモルタルの厚さ） ④建方精度（柱の倒れ・スパン長さ・梁の湾曲・接合部精度）		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類	⑥ 配筋検査（コンクリート打設前ごとに全て立会い検査を行う。）時に立会い検査を行う。 ④ 初回の施工時等に立会い確認を行い、それ以降は書類確認を行う。	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・建方測定記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		6)耐火被覆 ・下地（浮き錆・付着油の除去） ③被覆厚さ ・耐火表示		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類	③ 抽出により立会い確認を行い、それ以外は書類確認を行う。	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	7.2 施工	7)錆止め塗装 ・未塗装範囲 ・塗装損傷部分の補修状態		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		8)溶融亜鉛めっき工法 溶融亜鉛めっき ・めっき付着量、溶接部の割れ、仕上り状態、傷の補修状態 溶融亜鉛めっき高力ボルト ・摩擦面の処理 ④締付け（マーキングのずれ・ナット回転量・ボルト余長）		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類	④ 初回の施工時等に立会い確認を行い、それ以降は書類確認を行う。	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	7.3 試験	1)溶接接合 ③外観（アンダーカット・ビット・オーバーラップ・割れ・クレーター・溶接ビード面形状・スラグ除去不良・すみ肉の脚長不足・突合せの余盛不足） ③突合せ溶接部食違い、ダイヤフラムとフランジのずれ ③内部欠陥（ブローホール・溶け込み不足・割れ・スラグ巻き込み）		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類	③ 抽出により立会い確認を行い、それ以外は書類確認を行う。	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・超音波探傷試験に係る立会い確認 ・試験報告書・超音波探傷試験報告書・工事写真等に係る書類確認
			不合格溶接の補修 ③外観（欠陥の補修状態） ③内部欠陥（欠陥の補修状態）		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類	③ 同上
		2)スタッド溶接接合 ③外観（アンダーカット・仕上り高さ・傾き） ③打撃曲げ試験（曲げ角度・割れ）		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類	③ 同上	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・試験成績書・工事写真等に係る書類確認
不合格スタッド溶接の補修 ③補修状態			☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類		☐ 立会い ☐ 書類	③ 同上	・目視に係る立会い確認 ・再試験成績書・工事写真等に係る書類確認	